

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年9月11日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	その他	校正有効年月を経過したホイートストンブリッジ(電気抵抗を測定する計測器)を、データ採取に使用していたことを確認した。当該データの妥当性を評価済み。当該事象の原因を調査。	GIII以下

3. GIIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	その他	原子力安全・保安院の指示(20120810原院第2号, 平成24年8月10日)により、チャンネルボックス上部(クリップ)を調査し、4号機で10本、7号機で71本に白色化または欠損の可能性を確認した(中間報告)。当該事象の原因を調査。【平成24年9月10日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1219455_1834.html	